　ネットワーク化活動計画の作成について

**・ 「体制整備単価」（１０割交付）で交付金交付を受ける協定は、令和１１年度までに作成、提出する必要があります。**

**詳細は、パンフレットのＰ５～１４・Ｐ２６を御覧ください。**

・ 体制整備単価に取り組まない協定（８割交付）は、作成の必要はありません。

**【 ネットワーク化活動計画とは？ 】**

・ 集落協定が、複数の協定間で連携を強化したり、農業関連以外の団体等と連携するなどして、共同取組活動を継続していくための計画づくりのことです。

・ 事務の共同委託、草刈作業の共同化、機械等の共同化や、農業関連以外の団体や非農業者等から協定参加してもらい、作業協力してもらうなどといった具体的な計画を作成し、

　実現に向けて取り組みます。

**【 いつまでに作るの？ 】**

・ **令和１１年度までに作成**し、市役所に提出してください。

・ 計画の作成に当たっては毎年度話し合いを行い、進み具合等を記録して報告ください。

　（第５期の「集落戦略策定会議」と同様に、**毎年度ネットワーク化活動計画作成会議を行い、その議事録を実績報告時に提出**）

・ 作成できなかった場合は、令和７年度まで遡って、各年度の２割分を返還していただくことになりますので御注意ください。

**【 作成後は？ 】**

・ 例えば令和９年度にネットワーク化活動計画が完成し、市役所に提出した以降は、その計画の実現に向けて活動していただきます。

**・ 作成後も話し合いは毎年度行う必要があり、計画の見直しや修正等を行うとともに、その議事録作成して実績報告時に報告してください。**

**【 様式 】**

・ ネットワーク化活動計画　（記載例はパンフレット参照）

　　→ 「多様な組織の参画」を選択した場合はパンフレットのＰ７、１３、１４

　　　※ 様式は「ネットワーク化」「統合」の部分もあるため、該当しない部分は提出不要です。また、複数の項目に取り組んでも問題ありません。

・ ネットワーク化活動計画作成会議　議事録